

## 第132回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和7年6月9日（月）10:02～11:51

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、松村 圭一

【臨時委員】

成田 礼子、宮川 幸三

【専門委員】

滝澤 美帆

【審議協力者】

東京都

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・統計室：田邊室長ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：植松審査官、川原調査官ほか

4 議 題 経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第132回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、私と松村委員以外の皆さんはウェブで御参加いただいております。なお、二村委員におかれましては、御都合により御欠席です。

本日は、前回5月27日の部会に引き続いて、「経済産業省企業活動基本調査の変更」について、2回目の審議を行います。

本日の審議は12時までを予定しておりますが、進行によって若干の前後は御容赦いただければと思います。御予定のある方は途中で御退席いただいても構いません。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが、効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

本日の部会では、審査メモの残りの論点について御審議いただければと考えておりますが、その前に、前回の部会で出された御意見のうち、「海外子会社」等の用語の整理に関して、改めて調査実施者から御説明をお願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 おはようございます。経済産業省でございます。よろしくお願いいたします。

前回の部会で成田臨時委員から、用語の整理ということで御意見を頂きました。今、画面に出ているかと思いますが、審査メモ、資料2の2ページの概要比較でございます。右側の海事調査の概要について、成田臨時委員から海外子会社のところについて御意見いただいたと認識してございます。「海外子会社」の定義として、海事では現在10%以上の外国法人を対象とさせていただいておりますけれども、多分、会社法等の定義からだと思いますが、成田臨時委員からは、「海外子会社」という定義については50%以上というような出資比率を指すので、この辺について整理すべきであるという御指摘でございました。

当日、私の回答が、海外事業活動基本調査の創設当時の経緯を把握しておりませんでしたので、確認というような形を取らせていただきましたが、私も帰りまして、創設当時の担当の方についての確認はできなかったのですが、過去にこの海外事業活動状況調査の担当をされていたOBの方のお話を聞くことができまして、確認させていただきました。結論としましては、この海事調査においては創設当初から、財務省と当省の共管法律なのですけれども、外国為替及び外国貿易法、我々は外為法と通称で呼んでございますが、その中で我が国の本社企業が海外に出資する場合、10%以上の場合に所管大臣に届出をするというような規定がございまして、海事調査の創設に当たりまして、対象となります海外子会社という定義として、10%以上というところを参考にして定めたということであるようにございます。

前回の部会でも、菅部会長、審査官室の担当の方から発言いただきましたけれども、今後につきましては、資料2の審査メモ2ページ目左側の「企業活動基本調査（現行計画）」のほうに、最終的には定義を合わせるような形で実査を実施いたしまして、御報告を頂く企業に混乱等ないように対応したいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○菅部会長 それでは、ただいまの御説明に対して御質問、御意見をお願いいたします。まず、これに関しまして御意見を頂きました成田臨時委員から御意見、御質問等ありますでしょうか。

○成田臨時委員 成田でございます。結局、左のほうの定義、子会社の定義に合わせられるという理解でよろしいのですよね。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 左様でございます。

○成田臨時委員 そうであればいいと思います。どうもありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございました。

ほかの方で、これに関しまして御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、経緯はこれで分かったということで整理させていただきます。では滝澤専門委員、御意見、御質問をよろしくお願いいたします。

○滝澤専門委員 入室が遅れまして、申し訳ありません。

1点確認なのですが、海外事業活動基本調査のほうは、これまで海外子会社が出資比率10%以上で子会社として扱われていたと思うのですが、新しい調査からは

50%超が子会社になるので、言葉は同じ「子会社」なのですが、扱いが変わるということでしょうか。認識が足りておらず申し訳ありません。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ありがとうございます。

原則、20%以上の関連会社ということで対象にさせていただきますので、左側の備考欄の下のほうの、「関連会社：20%以上」というところの関係で、対象として調査をさせていただきたいと考えてございます。

○滝澤専門委員 そうしますと、現状より、海外子会社のサンプルの数が減るということでしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 現状としては、当省の想定としては増えると思っております。

○滝澤専門委員 増える。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 はい。ここの整理といいたいでしょうか、定義の記載については、会計に詳しい方を含め、御相談しながら考えたいと思っています。

○滝澤専門委員 何度も申し訳ないのですが、データ上、断層ができないといいなというところを気にしておりまして、これまでの「子会社」という扱いと、新しい調査の「子会社」という扱いで、定義が変わるとするとカバレッジも変わるのではないかという、ただその1点をお伺いしております。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ありがとうございます。

断層という言葉で言いますと、現在の海外事業活動基本調査の海外現地法人については、8割以上が引き続き、企活に統合した形でも継続して対象になろうかとは思ってございますが、少なくとも十数%については、企活の対象外の企業になりますので、そのところは、断層という意味でいうと、今後は把握されなくなるということになります。

ただ、全体的なカバレッジといいたいでしょうか、現地法人の総数ということになりますと、対象は増えることが想定されているところでございますので、利用に当たってはその辺りの説明も含めて、利用の注意のところで丁寧に、誤解のないように記載させていただきたいと思っております。

○滝澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅部会長 ほかに御意見等ありますでしょうか。

一般統計調査から基幹統計調査に変わるので、サンプルサイズは間違いなく増えると考えていいと思うので、断層は発生してしまうけれども、サンプルサイズは増えると思うのです。カバレッジの問題もさることながら、100%回収ではそもそもないので、しかも一般統計調査だったということもあるので、トータルで考えるとサンプルは大きくなるように私は思うのですが。

用語については今回、整理できたという。要するに、過去からの経緯が分かって、この部分に関しては、ユーザーが分かるように、前と違うのですよという説明は必要な感じがいたします。

滝澤専門委員、よろしいでしょうか。一般統計から基幹統計に上がるので、そうすると、

これまで要するに一般統計だから答えてこなかった企業が、どうもたくさんあるらしくて、それが基幹統計になるとやっぱり答えてくれる。そうすると増えてしまう。どうも、そういう話のようです。

○滝澤専門委員 ただ、遡及といいますか、現状の条件で過去までは遡及できないということですね。

○菅部会長 前に答えていなかったところは当然、今回答えるのだとすると。

○滝澤専門委員 そうですね。

○菅部会長 遡及はもう無理だと思います。

○滝澤専門委員 無理ですね。そうですね。

○菅部会長 その他の民間データ等で補うしかない。あるいは、何かの行政記録で補うか。そうでないと少しと難しいとは思いますが。過去に遡って聞くというのは、統計ではあまりしないので。

○滝澤専門委員 分かりました。

○菅部会長 逆に言うと、こういうところの断層は決して悪いことではなくて、サンプルが確実に増えるので、そこをポジティブに捉えていただけるといいのかなという感じですね。断層が生まれるという意味ではネガティブなのですけれども、カバレッジというか、回収できる標本が増える。そのようなイメージだと思います。

○滝澤専門委員 分かりました。

○菅部会長 では、そのような形で前回の意見に関してはまとめさせていただいて、経緯が分かりましたということで、カバレッジというか対象が変わることについては、説明をユーザーにちゃんとすることが必要なのではないかと思います。

それでは続けて、資料2の審査メモの残りの論点について審議に入りたいと思います。

審査メモの6ページを御覧ください。「(2) 経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止」の、「ア 調査方法の変更」についてです。

事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 統計審査官室の川原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審査メモの6ページ、「(2) 経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止」のうち、「ア 調査方法の変更」の審査状況について御説明いたします。

今回、経済産業省は、令和4年調査から実施しておりました経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施を中止するとともに、企業調査支援事業の活用を取りやめることとしておりまして、これに関連する記述を調査計画から削除することを計画してございます。

まず、同時・統一的実施を導入した背景事情について御説明いたしますと、審査メモの6ページの（ア）に書いてあるとおり、第Ⅲ期の公的統計基本計画におきまして、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備に関する取組が記載されておりまして、経済センサスの創設来、こういった取組が進められてきたところでございます。この取組の一環

といたしまして、令和4年から、本調査と経済構造実態調査、科学技術研究調査の3調査について同時・統一的な実施という取組を進めてきたところでございます。

一方で経済産業省といたしましては、経済産業省が所管する企業を対象とした統計調査の体系的整備を検討していく中で、全体的な報告者負担の抑制を図りつつ、各統計調査の役割分担を検討した結果、本調査と海事調査を統合するとともに、経済構造実態調査、科学技術研究調査との同時・統一的実施を取りやめることとしたいというところでございます。

次に（イ）に移りまして、今回、同時・統一的実施を取りやめるということに伴いまして、企業調査支援事業の活用についても取りやめることを計画しております。その代わりということで、（ウ）にございますけれども、本調査の調査対象企業を対象とした独自のサポート体制を構築しまして、本調査への回答支援を実施することを計画しているというところでございます。

（エ）に移りまして、これらの変更点につきましては、審査メモ7ページに移っていただきまして、論点aからdのとおり、これまでの検討の経緯や統計調査の品質確保のための取組、報告者負担の軽減方策の具体的な内容などについて御確認いただき、今回の変更計画の内容の妥当性を御審議いただければと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

○菅部会長 それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 それでは、資料3の6～7ページにまたがりますが、そちらにお答えさせていただければと思います。

まず論点aでございますけれども、令和4年調査から経済構造実態調査及び科学技術研究調査と同一名簿・同一期日ということで一体的に実施してきたところでございます。その結果としまして、母集団情報を事業所母集団データベースに統一したということで、従前の企活調査の対象外でありました、建設業や運輸業を主業とする企業が、兼業として企活調査の対象業務を営むというような企業も当然多くございますが、その対象を新たに企活調査で把握できたことが最大のメリットと考えてございます。結果的に、より精緻に調査対象を捉えることが可能となりまして、統計精度の向上、利活用の推進というような両面においても高く評価できるものと考えてございます。

今回の改正後でございますが、母集団情報につきましては、引き続き事業所母集団データベースを活用させていただくということを考えてございますので、引き続き調査結果の体系的な整備という観点で可能となるものではないかと考えているところでございます。

続いて、ちょっと回答が重なりますので、論点のb、c、dについて統一的にお答えさせていただきます。令和4年調査から、経済構造実態調査、科学技術調査との同時・統一的実施に併せまして、独立行政法人の統計センターで企業調査支援事業というような形で行っている対象として、企活の約3,000社弱を対象に実査させていただきました。結果的に、企活調査におきまして高い回収率の確保など、効果は大きかったと考えてございます。他方で回収率の観点で申しますと、従前の、私も単独で企活調査を実施していた当時も企業の御協力を頂いておりまして、高い回収率を維持しておりました。今回の改正により

まして、企活調査に海外現地法人の事業活動についても基幹統計調査として創設させていただくということで、企業に多大なる御苦勞をおかけすることになるため、企業からも、できればこういったことに対して個別に支援するサポート体制を敷いてほしいという御要望も多く頂いておりますことから、私ども、令和8年調査から、これまでの企業調査支援事業というような形から変更して、私どもの独自サポート体制を強化するような形で企活調査に対応したいというところでございます。結果的に民間事業者と連携しながらになりますけれども、このサポート体制につきましては、民間事業者に任せるだけではなく、私ども経済産業省自ら積極的に参画した上で、企業に寄り添った対応をしていきたいということを考えているところでございます。

以上でございます。

○菅部会長 それでは、ただいまの御説明に対して御質問、御意見をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。

松村委員、よろしく願いいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございます。

今、最後のほうで説明された新しい支援体制について、具体的にどういうイメージのものなのかということをお教えいただければと思います。そこには何度か、「対象企業の立場に寄り添って」という修飾語も出てきますが、それ自体は大変ありがたいと思います。今までの支援との違い、新サポート体制の売り、民間と経産省との役割分担、あと、例えば企業の規模に応じて窓口を分けたり、対応の仕方を変えたりするのかといったところも含めて教えていただければと思います。

○菅部会長 よろしく願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ありがとうございます。

新しいサポート体制として私どもが今、念頭に置いておりますものでございますけれども、これまでのいわゆる調査の実査の中においては、企業からお電話等で、場合によっては電子メールで御相談という形だったと思います。その際、調査の定義などを含めた調査の内容についてとのやり取りがほとんどでございました。昨年度、企業のヒアリングを多々させていただいた中で、企業もまちまちでございまして、例えば企活調査と海事調査の窓口が全く同じ担当である企業もおられれば、企活調査は例えば総務系であって、海事調査については海外事業部等々が窓口になっているという、社内でも分かれていたりする企業も多くおられました。また、企活調査は基幹統計調査であるということで、これについては頑張って対応しているけれども、海事調査については一般統計調査であるということで、実際、御提出には至っていないという企業も多くおられて、今回のこの変更後の形に企業に対応いただく場合には、企業によって、検討すべき事項とまいましようか、お悩みとまいましようか、それぞれ異なるという認識を持ってございます。例えば今までは、民間調査事業会社と契約して対応しており、その方々が窓口として企業からの問合せに電話・電子メールで対応しておったところでございますけれども、例えば、いわゆる企業経営などについて知識を有する方ですとか、海外の会社法制も含め現地法人等々の規定の知識を持たれた、例えば税理士の方ですとか会計士の方といった方などにも相談できる体制を整え

て、その上で、企業からの相談内容によって対応メンバーなどを構成して、膝詰めで相談できるよう、対応させていただけるような体制を用意したい等を念頭にさせていただきます。

なお、繰り返しになりますけれども、これまではどちらかというと電話・電子メールでの対応だったのですけれども、企業の御了解を頂ければ、例えばリモートも含めて対面での打合せなどもやれる環境になるのかなというような期待も含めて、そういった支援体制というものを、現在のところ、念頭にしているところでございます。

○菅部会長 いかがでしょうか。

○松村委員 ありがとうございます。いろいろと専門知識のある方を民間で雇っていただいて、より詳しくサポートをいただけるのかと思います。あと、経産省の役割についてはいかがでしょうか。今の話だとその辺の説明がなかったような気がしたのですが。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 失礼しました。

従前のやり方ですと、基本的に民間事業者が企業とやり取りして、場合によっては国に速やかに報告したほうがいいような案件については、現在も私どものほうに上がってきて、民間事業者と協議しながら対応しているのが実態でございます。それと同様に、企業からの相談内容等々についても、どういった企業からこういった相談が来たということについては速やかにまず報告を受けるような形で、そこに我々も場合によっては積極的に、メンバーといいましょうか、参画した上で、企業とのやり取りに我々も自ら参画するというような形を念頭にしているものでございます。

○菅部会長 どうぞ。

○松村委員 ありがとうございます。もう少し細かいところはこれから設計されるのだと思いますが、せっかく独自のサポート体制とうたわれているので、ぜひ今おっしゃったような形でスムーズにいくように、また初めて海事調査部分に回答する企業がかなり多いですから、それも含めてしっかりと独自のサポート体制が機能して、いい調査結果になることを推進していただければありがたいと思います。以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。

そのほかに御意見、御質問はありますでしょうか。大丈夫ですか。

今、松村委員がおっしゃられたように、新しく入ってくるところに、ほかの会社ではこうやって答えていますという事例を教えないと、多分、一から考えないといけないので、そのときにその担当者が本当に思いつかないという可能性も十分あるので、例えばほかの会社では、こういうやり方をやっていますという、つまりダイレクトに情報が手に入らない場合はこういう情報で代替していますとか、そのような事例を何個か提示することが、やはり求められるのではないのでしょうか。それで、そのノウハウを積み上げていくことが重要で、私などが前に聞いた話では、国別の輸入がよく分からないときには取引先の国名を代用していますとか。つまり、どこから輸入しているか正確にはよく分からないときは、取引先の所在というか、企業の所在地で代用していますとか、そういう話がありましたけれども、いろんな方法を考えてやっていると思うのです。それについて、事例というか、そういうものを紹介すると言ったらいいのでしょうか。そういうものを、できるだけ早くというか、それを手引書みたいにして渡して、こういう感じでやっていただけませんか

ようかみたいにするばいいのではないかなとは。

今まで調査票をもらった人は、自分で考えなさいみたいなスタイルじゃないですか。そうすると、受け取る人が一生懸命考えないといけなくなってしまうので。それで、恐らく他社の事例を聞いた瞬間に、ああ、こんなのでもいいのだという解決方法もあると思うのです。真面目にやってしまうと、とても全然無理という質問もあるかもしれないし。ぜひそのような事例を積み上げて、他社の事例を、差し支えなければ御紹介するようにしたらいいのではないかなと思いました。

**○松村委員** ありがとうございます。恐らく回答率の低い設問とか、また今後、このサポート体制を進めていく中で、同じようなところで似たような質問が出ることがあると思うのです。それらに関して今、菅部会長がおっしゃられたように、好事例の横展開として、回答企業向けにある程度まとめて出していかれるのは、答える側からするとすごく役に立つし、手間も省けることになるかと思います。そのためにも、サポートセンターの中での事例共有が、非常に重要になってくるのではないかと思います。ありがとうございます。

**○菅部会長** どうもありがとうございました。

ということで、ぜひ御検討いただけたらと思います。

宮川臨時委員、よろしくお願いいたします。

**○宮川臨時委員** ありがとうございます。立正大学の宮川です。

すみません。お話を伺っていて、私が聞き漏らしたというか、聞こえていないところがあるかもしれないですけど、企業調査支援事業自体は、企活ではやらないけど、ほかのところでは今後もずっと継続されてやるわけですね。そういう一方で、企活は企活でそれをやられると。それで、これは聞き漏らしたのかもしれないですけど、今まで3,000社だったということなのですが、これは今後も似たようなことをやられるということでもいいわけですね。つまり、企業調査支援事業みたいな形で個別に企業と連絡を取ると。これはどのぐらい、何社ぐらいやられるのかというのを、ちょっと私は聞き漏らしてしまったのを教えていただきたい。そして、重複している企業が当然あると思うのですが、大企業ばかりだと思うので、そうすると、そこは、例えばほかの調査のこととこちらの調査のことで、同時期に別のところとやり取りしなくてはいけないみたいな、企業の負担がかえって増えることはないのかなと思ったのですが、そういうことは特段問題にはならないのでしょうか。例えば、全く時期が違うとか、そういう重なりがないなどということだったらいいと思うのですが、その辺りを少し教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

**○菅部会長** これについてはいかがでしょうか。調査実施者から。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** ありがとうございます。

まず、事前の企業への御連絡という形については、やり方はいろいろあるかと思いますが。担当の方に、郵送ですとか、いわゆる調査用品を送る前の事前の御連絡というお話をさせていただいていますが、郵送のほかにも、電子メールアドレス等が分かっているものもございますので、そういったことの活用を念頭にさせていただきます。

私自身、支援事業の方で企業に直接お電話等されているのか認識していなくて申し訳な



いのですが、今のところ、すぐに必ず電話するということは念頭にしていないのですけれども、調査実施に当たりましては、事前のいわゆる御連絡のコールということも含めて検討はしたいというところでございます。お答えになっていきますでしょうか。

**○宮川臨時委員** 例えば今回、海事調査が入ったことで、海外事業の担当の部局で答えられるところと、ほかの今までのいわゆる本当に企業調査支援事業の対象になっている、今後もあるような調査との、担当窓口が全然違うなどということはあると思うのです。ですから、独自でやるメリットというのはそういうところにあるのかもしれないので、ぜひ独自でやられるのであれば、特に企業の負担にならないような形で、多分、窓口を正確に見つけるのが最初にまず困難なハードルなのだと思うのですけど、そこをしっかりとできれば、むしろ企業にとっても、企業調査支援事業と別の系統で海事調査、つまり企活が来たとしても、むしろ効率的に実施できる気もしています。一方で、それが同じような話を別のところから聞かれるとなると、企業側の負担は結構大きいのではないかとも思うので、その辺りはしっかりと効率的に、特に企業側にも負担にならないような方法でコンタクトを取ることが求められるのではないかと思います。特に、窓口をしっかりと正確なところを見つけるということをやっていただけるような体制をつくっていただければと思いました。以上です。

**○菅部会長** いかがでしょうか。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** 宮川臨時委員の御意見も踏まえて検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

**○菅部会長** 今の宮川臨時委員の指摘なのですが、結局、今、この導入の期間は要するに支援活動と別にやるのは、当然、今回いいとは思いますが、情報共有はどこかのタイミングで実施しなければならないのではないかと思います。今、宮川臨時委員の、緊密な情報共有は別として、ある程度の情報共有はやらないと二重行政になってしまうというか、要するに2つのところから同じようなものが来るという話になると思うので、それを、例えばこのときにこの人にコンタクトを取りましたとか、そのような情報は共有しないと、さすがに、同じものが何度も来るという話にやはりなると思うので、そのようなことは避けなくてはならない。そこを別にやることはいいのだけれども、企業の負担にならないように情報共有をするというのをどこかで考えておかないとまずいと思う。だから、それはまだこれから設計するのですが、全く別に実施するということは不適當であると思う。つまり、別のアプローチでやり方を変えるということです。そこは少し、制度設計の考え方だと思います。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** ありがとうございます。

現在は経済構造実態調査と企活、同じ対象企業には同じ封筒にそれぞれを入れて発送等させていただいております。そういったことも含めて、受け取った企業のほうで、あれ、今年は企活だけしか来ないというような、当然の事象も発生する可能性がありますので、可能な限り、統計局等も含めて、可能な共有をしながら、いずれにしても、説明文も含め、企業を混乱させないように対応したいと考えているところでございます。

**○菅部会長** 了解しました。ほかに御意見、御質問はありますか。

それで、いろいろ意見を頂いたのですけれども、1つは、別個にやること自体は、しかも、ある種、丁寧にやるということなので、それは評価できるのではないかと思います。ただ、別にやるということが、全く連携を断つことは妥当ではなく、せっかく一緒に実施していたのだから、どこかで連携をちゃんと維持することが適切ではないかと考えます。ここで、どの程度やるかというのはこれから制度設計になるのだらうと思うのですけれども、完全に別のものですみたいにするのはどうかと考えます。やはりどこかで連携を保つようにするべきではないかと思われます。したがって、個別に実施すること自体は了解が取れたので、丁寧に実施していただくということで問題ないと思います。だから、連携を何らかの形で保ちつつ、報告者に負担をかけるような形にならないように対処していただけたらと思います。これについては、そのような形で整理させていただいてよろしいでしょうか。まあ、せっかく一緒にやっていたのだから、完全に分かれまますという必要はないのではないかとということだと思えます。

どうぞ。

**○田邊経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室室長** 経産省、田邊でございます。ありがとうございます。

御説明いただいたところをしっかりと克服していきたいと思いますが、御発言頂いたりい、今、御提示いただいたように、情報の共有を中心に少し検討させていただければと思います。

**○菅部会長** 例えば1か月に1回、コミュニケーションを取る会合を取るとか、そんなのでもいいと思うのです。いろんなやり方があると思いますので、それについては考えていただけたらと思います。

では、次に進んでよろしいでしょうか。続きまして、審査メモの7ページ、「イ 経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送の中止」について、事務局から審査状況の御説明をお願いします。

**○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官** 事務局でございます。

それでは、「イ 経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送の中止」について御説明いたします。

審査メモ7ページの（ア）にございますとおり、本調査では、報告者の負担の軽減に資するため、法人企業統計調査、科学技術研究調査、経済構造実態調査と重複する調査項目について、それぞれの調査で回答している場合は企業活動基本調査への回答は不要とし、その代わりに各統計調査の担当部局からデータを移送していただくという取組を行っていたところでございます。

（イ）に移りまして、経済産業省につきましては、令和8年調査の今回の変更に伴いまして、経済構造実態調査と科学技術研究調査からのデータ移送を取りやめて、本調査で直接、これまで不要としていたところについて報告を頂くということを計画しているものでございます。この理由といたしましては、経済構造実態調査からの移送項目は1項目だけで、報告者負担にほとんど変わらないということ、科学技術研究調査からのデータ移送

については、移送のタイミングが科学技術研究調査の結果公表後となっており、回答から一定程度の期間が経過した後に経済産業省側で疑義照会を行うということで、期間が経過しているということもあり、負担面が大きいという御指摘があったこと。また、企業ヒアリングをしたところ、これらの調査から移送した項目について、本調査で直接回答することになっても負担感はない旨の意見を得たことを挙げております。なお、法人企業統計調査からもデータ移送を行っておりますが、こちらは引き続きデータ移送を行うという扱いは変わらないというところでございます。

(ウ)に移りまして、これらの変更内容につきましては、審査メモの8ページに論点 a から c まで挙げておりますとおり、移送の取りやめが必要な理由、メリットなどを確認した上で、その妥当性を御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

**○菅部会長** ありがとうございます。これにつきまして、調査実施者から御説明をよろしく願いいたします。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** ありがとうございます。資料3の8ページを御覧いただければと思います。

論点の a、b、c、一括でお答えさせていただければと思いますが、一番上に、現在のデータ移送につきましてのイメージ図、表をつけてございます。こちらを見ながらお聞きいただければと思いますが、私ども企活調査への他の統計調査からのデータ移送につきましては、共通する項目についてデータ移送を行うということは、報告者の負担の軽減というような形で重複是正に取り組んできているところでございます。いつからかということで申し上げますと、法人企業統計調査は平成17年から、経済構造実態調査については令和4年から、科学技術研究調査につきましては平成13年から、それぞれ実施してきてございます。それぞれの統計調査からの調査項目としまして、8ページの上の項目のところに括弧書きで記載させていただいているところでございます。

まず企活調査につきましては、その特徴としまして、調査項目が非常に多いというのが特徴の統計調査でございまして、実査の実態としまして、調査票ベースで言いますと、御回答いただいた企業の約9割に、何らかの回答内容についての確認という必要がございまして、疑義照会を実施させていただいております。その疑義照会に当たりましては、このデータ移送の対象となっている科学技術研究調査及び法人企業統計調査から、公表に用いる確定値のデータ移送を受けまして、その後一括調査での関連項目等々を含めて確認した上で、必要に応じまして疑義照会を行う必要がございます。

時期の問題でございすけれども、科学技術研究調査については12月公表ということでありますので、結果的に私ども、科学技術研究調査からのデータ移送を受けた後に疑義照会ができるのが12月ということになります。昨年度、企業にその点も含めてヒアリングした結果になりますけれども、やはり企活調査そのものを、例えば7月に回答いただいている企業にとってみると、数か月後、かなりの期間が空いた上で、科学技術研究調査からデータ移送した項目について疑義照会が来るというような結果にもなってしまって、企業によっては、もう一度調べ直しというようなお手間が発生しているという事例も数社から聞

こえたところでございます。そういったことから、企業からは逆に、企活調査に回答したら、必要なら早く、その段階で問合せをしてほしいというような声を頂いているところでございます。

一方、法人企業統計調査でございますけれども、こちらは9月に公表されているということからも、データ移送は9月に私どもが受けているところでございます。この点についても、調査項目、データ移送の項目が多いということもありまして、9月以降、疑義照会をさせていただく結果になってございますけれども、その点につきましては、先ほど申しました企業からのヒアリングというところでの声としましては、特段、9月になって全体的に企活の疑義照会等々があっても、タイミング的に遅いというような気はそれほどないというような声を頂いていることから、繰り返しになりますけれども、法人企業統計調査から37項目と多くの項目をデータ移送できているという観点からも、報告者の負担軽減というところでは資するものになっているのではないかと考えておりますので、今後、令和8年調査からになりますけれども、法人企業統計調査からのデータ移送は継続して実施したいということを考えてございます。

今後、科学技術研究調査からのデータ移送については取りやめというような形を取らせていただきますけれども、その分、2次利用の手続も含め、データ移送をするに関しまして、私どものリソースということでも、それなりの時間と労力をかけているのも事実でございますので、その分につきましては、企業から最初に御回答を頂くということに変更する形で、企業の支援というような形で活用して、結果的に企活調査の精度向上ということに取り組んで対応したいと考えているところでございます。

以上です。

**○菅部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。どなたかありますでしょうか。

私から確認が1個あって、これはデータ移送をこれまでされていた項目は、もうデータ移送されないとすると、この調査結果で調査するということですよ。そうすると、企業は2回答えないといけなくなる。それは、そのとおりですね。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** そのとおりでございます。

**○菅部会長** これまで疑義照会していたということは、2つの調査の結果がずれるということもあり得る。つまり、同じ項目を聞いていて。そういうことですね。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** はい。ただ、移送いただいたデータについては、私どもからは直接は疑義照会してございません。

**○菅部会長** データ移送を受けたものは疑義照会されていないのですか。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** 移送元の統計調査の結果ですので、移送データを直接的には疑義照会はしておりません。

**○菅部会長** ここで言う疑義照会の問題というのは、私も少しよく分からなくなってきたのですが、どういうことですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 データ移送を受けた結果、例えば、科学技術からは4項目のデータを移送しておりますが、この4項目についてデータが正しい・違っているの判断はしておりません。

○菅部会長 していないのですね。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 移送を受けたデータ項目と関連する項目について、数字の動きが逆、またはパラレルなのか等を確認し、必要な場合に疑義照会させていただいております。

○菅部会長 企業から問題が来るのは、関連する項目について調べ直すのが、時期が悪いということでしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 そのとおりです。

○菅部会長 なるほど。

データ移送で幾らかはもらっているわけですよね。それは変えない。それで、関連する項目を、科学技術研究調査より大分後に……、逆ですか。その辺りをもう一度確認させてください。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 企活調査で回答いただいている項目は既に審査は終えており、科学技術調査から12月上旬にデータ移送を受け関連する項目と合わせて確認して、必要な場合に疑義照会をしているという流れです。

○菅部会長 そうか。企活のほうが早い。だから、企活のデータを変えないといけなくなる。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 場合によっては、そこで疑義照会しております。

○菅部会長 そこで変わってしまうわけですね。だったら早くもらっておいて、だから科学技術研究調査からもらったデータと見比べたときに何か変だということではないですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 そのとおりでございます。

○菅部会長 なるほど。

いかがでしょうか。事情はよく分かりました。ということは、やはり2回ごとなのです。だから逆なのです。したがって、現状から見ると、企活から科学技術研究調査にデータを送るほうが自然だったわけですね。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ただ、企活はまだその段階では公表できませんので、移送はできません。

○菅部会長 移送ができない。なるほど。

○松村委員 よろしいですか。

○菅部会長 松村委員、よろしく願いいたします。

○松村委員 ありがとうございます。

今御説明がありましたように、確かに回答してから何か月もたってから疑義照会が来るほぼ出した瞬間に多分、担当者は忘れているというか、もう頭からどんどん消えていくの

で、今、御説明があったとおりなのかなとは思います。

ただ一方で、これはあれですかね。科学技術研究調査からの4項目に関わる疑義照会というのは、どれぐらい、それから類推する疑義照会というものはあるのでしょうか。要は、ほとんどないのであるならば、法企データが移送された時点で疑義照会を始めてしまって、後から科学技術研究調査の結果をもらえばいいということにはならないのですか。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** 私どものやり方としまして、公表に向けた集計というところでお話しさせていただくと、企活調査は1月に速報、確報を6月に公表してございます。研究開発等の項目については、公表するタイミングは確報でございます。そのため、どちらかというところ、審査という観点で申しますと、当然、速報集計に関する項目を早めに処理を優先して、確報項目については、ちょっと言葉は悪いのですが後ろのほうというやり方が効率的なスケジュールだと思って現在やってございます。

その際、当然ながら、速報項目まで科学技術研究項目の移送後の審査の中でいうと、関連して疑義が逆に発生してしまうというような項目も当然ありますので、そのときに何往復かしてしまうという結果も当然あり得て、そういったところからも、科学技術については、企業には2回と大変申し訳ないのですけれども、企活のほうで早めに回答を頂けるときに頂いておくと、審査のほうも早めに、全体集計になりますけれども、審査は早めに行けるといえるような、私どもも効率的な運営もできるというような、実態であります。

**○松村委員** もちろん、何往復も発生するようであるならば、おっしゃるとおり、今回提案されているやり方がいいと思うのですけれども、そもそもそれに関わる疑義照会というのは現状多いのでしょうか。科学技術研究調査から移送される4項目に関して、疑義が生じる調査項目は具体的にどの設問の辺りなのですか。

**○田邊経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室室長** 経産省です。ありがとうございます。

数そのものは、これに関連して例えば疑義照会するものもありますけれども、疑義照会するときに、いろんなものをまとめて照会しています。記録はあるのですけれども、数はまだ私も手元にございませんで、今お答えはできないのですが、例えば関連する話とすれば、研究開発の中で、研究開発費トータルは移送してくるのですけれども、調査項目の中で、例えば調査計画の資料1-2の28ページ目を御覧いただくと、例えば、関係会社の内訳が入っていたりするのですが、こちらは答えていただいている、関連すると、例えば受委託の額を足し上げたものの額が違っているとか、いわゆる内訳のほうで、足し上げてみると大きかったり小さかったりしている箇所などもあり、疑わしい調査結果も見受けられます。あと、有形固定資産などの話もありますけれども、これは例えば25ページの関係会社の投資や固定資産の増減などというところとか、全体のところの御回答いただいたところと数字が若干違っていたりすると、これもどちらが正確になっているのか確認しないといけないなどということが発生します。

疑義照会を実践するときには、これ以外のことも併せてお聞きするケースが多くございますので、数的にというのがありますけれども、先ほど申し上げた資産・負債の話なども

含めると、非常にレアなというか、ケースとしてはレアかもしれませんが、実際には非常に重要な項目の確認ということですので、これは期間が過ぎようが何しようが、実際にはお聞きせざるを得ないということが生じているということでございます。その点の負担のことを考えさせていただくと、実際には項目の数も含め、全体的なコストをかけなくても、むしろ書いていただいたほうがよりコストが下がっていくのではないかという判断をしているところでございます。

○菅部会長 いかがでしょうか。

○松村委員 分かりました。基本的には、冒頭申し上げましたように、時間が経過してからの疑義照会というのは、回答者からすると負担が大きいと思います。

今の御説明で承知いたしました。ありがとうございます。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。

要するに、企活がかなり細かく聞いてしまっているのも、それで後日、得られる情報のほうが細かいので、そこで入ってしまうということですね。

了解しました。そのような事情は、あとは、だから2回答えないといけないというところでしょうけれども、できれば、企業側からすれば1回答えたのだからというのは当然あるので、1つの考え方ですけれども、本来的に研究開発は別の調査のほうがいいのかもしいです。つまり秘密性があまりにも高い調査事項なので、どちらかというと、この辺りは全く別建てにしたほうがいいのかもしいと思いますが、事情はよく分かりました。

ということで、どちらかというと、やむを得ない感じの対応ではないかと思います。そうですね。だから、意見としては、やはりそうはいっても2回答えてしまうという問題を、なるべく1回で済むような対応を、今後どこかで考えていく必要はあるのではないかと思います。事情は委員の先生方も了解してくださったとは思いますが、まあ、やむを得ないという対応でよろしいでしょうか。そのような形で対応させていただきたいと思えます。

そうですね。当初、これを考えたときは、ワンストップで、1回答えれば全部答えられるから、違う調査なのだけれども画面は1つで、それで1回答えれば全部というのを記載していたのですけれども、なかなかうまくいかなかったということで。

ただ、将来的には多分、ワンストップというイメージなので、1回答えれば1つの画面で違う調査が後ろで走っているのだけれども、一度で完結するというのが望ましいことは望ましい。だから、その辺りは少し、今後どういう制度設計がいいのかというのを考えていくことは重要だとは思えます。

それでは、その次、続きまして審査メモ8ページです。「ウ 基準となる期日の変更」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、審査メモの8ページの「ウ 基準となる期日の変更」の審査状況について御説明いたします。

（ア）にございますとおり、本調査は令和4年調査から、今まで御審議いただきましたとおり、経済構造実態調査等と同時・統一的に実施するという事になったことを踏まえ

まして、従前、3月31日現在としていた基準となる期日について、経済構造実態調査に合わせて6月1日現在に変更したという経緯がございます。これについては、先ほど来、御審議いただいておりますとおり、経済構造実態調査等との同時・統一的実施を取りやめるということを踏まえまして、基準となる期日につきましても、従前の3月31日現在に戻すことを計画しているというものでございます。

(イ)に移りまして、企業の概要と事業組織及び従業者数につきましては、基準となる期日に変更になるということになりますけれども、親会社、子会社・関連会社の状況、資産、負債、事業内容など、他の調査項目につきましては、従前から直近決算期末現在などで報告を求めているところでございまして、この点については特に変更はございません。

(ウ)に移りまして、これらの変更につきましてですが、本調査の調査方法等の見直しを踏まえたものであり、おおむね適当であると考えておりますけれども、9ページに移っていただきまして、論点a・bにありますとおり、報告者への影響や利活用の観点で、時系列比較への影響等について確認する必要があるものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

**○菅部会長** それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** 資料3の9ページになります。御回答させていただきます。

まずaでございますけれども、令和4年調査から6月1日ということに変更して調査を実施しておりますが、令和4年調査のときに特段、対象企業から懸念等々の声は聞いていないところでございます。今回、令和8年調査から、従前の3月31日に戻させていただくということを踏まえまして、対象企業に混乱等が生じないよう丁寧に、記入の手引等々の関係用品等を丁寧に書き込んだ上で周知させていただく予定でございます。

それから、bの論点になりますけれども、基準となります期日を3月31日に変更、戻すということによって、従業者数や関連する指標については、時系列上の影響は生じることに結果的になろうかと思えます。ただ、この辺につきましても、違いといいたいでしょうか、御説明を利用上の注意で丁寧に書き込みさせていただきたいと考えてございます。

なお、私どもに利用者の方から聞いている声としましては、令和4年調査の段階から期日を変更したことによって、決算データ等を報告いただいている売上高等、3月企業決算の企業が半数以上あるというようなところからも、6月1日ではちょっとずれているのではないかなというような声も頂いているのは事実でございまして、その際、労働者、従業者数の報告時点が6月1日であるということを再度説明させていただいて、御利用いただいているというのが実態でございます。

なお、昨年度行った企業へのヒアリングでございしますが、実際、調査期日を企活調査で6月1日に変更したことによって、従前は3月31日で決算データとして把握していた従業者数をそのまま書き込めばよかったのだけれども、この期日に変更されたことによって、6月1日時点での従業者数を再度計算し直して報告されている企業も結構あるのも聞いてございますので、そういった意味からは、3月決算の企業においてはそのデータが使えるということで、3月31日の期日に戻すということは、報告者の負担軽減にもつながるもの



と考えている次第でございます。

以上でございます。

**○菅部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

本来、期間と時点というのは全然違う概念で、ここにも書いてありますけど、期間というのは例えば4月1日から3月31日までで、時点というのは、「ある日」ですね。だから、本来概念が違うもので、一般的には労働者数は、「ある日」でないと数えられないので、普通はその期間のどこでもいいはずで、そのために6月1日という設定をしているわけです。これに関しては今回、3月31日という形で、それを労働者及び事業所の組織をはかるための日時と決定したということだろうと思います。

御意見、御質問はありますでしょうか。まあ、これについては当然、こういう形で整理させていただくということではよろしいのではないかと思います。

次に参りたいと思います。審査メモ9ページの「エ 調査の実施期間の変更」について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。この点は、前回部会で成田臨時委員から企業の繁忙期との関係の御指摘がありましたので、その点にも留意しながら御説明をお願いいたします。

**○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官** それでは、審査メモの9ページ、「エ 調査の実施期間の変更」の審査状況について御説明いたします。

調査計画では、調査の実施期間として、調査の始まる時期、調査票が報告者に到達する時期と、終期、調査票の提出期限の両方を記載することを定められております。

（ア）にございますとおり、今回、調査の終期、調査票の提出期限に当たりますけれども、そちらを6月下旬から7月中旬に変更することを計画しております。その結果でございますが、調査の実施時期につきましては、これまでの5月中旬から6月下旬の約1か月半で調査を実施していたところ、これが5月中旬から7月中旬の2か月ということで、調査期間を延長するということに計画しているということでございます。

本調査の実施期間でございますが、従来、5月中旬から7月中旬という期間でございましたけれども、経済構造実態調査等の同時・統一的実施に伴い、5月中旬から6月下旬という現行の調査計画の期間に変更したという経緯がございます。今回、同時・統一的実施を取りやめるということと、報告者である企業からの要望、海外現地法人調査票の創設などを考慮いたしまして、従前の期間である5月中旬から7月中旬までに戻すというところでございます。

（イ）に移りまして、現状と比べまして、調査の終期、調査票の提出期限は後ろ倒しとなりますが、調査結果の公表につきましては従前の期日を維持するというところでございます。

（ウ）に移りまして、これらの変更内容につきましてですが、本調査の調査方法等の見直しを踏まえたものであり、おおむね適当であると考えておりますけれども、9ページの一番下でございますとおり、論点aからcのとおり、今回の変更に伴う報告者への影響等

について確認する必要があると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 まず論点 a でございますが、資料 3 の 10 ページの一番上の審査スケジュールということで、比較する形で表をつけてございます。こちらを御覧いただければと思います。上段が現在の企業活動基本調査の調査スケジュール、中段が海外事業活動基本調査の調査スケジュール、一番下が令和 8 年からの企活調査への審査スケジュールを想定してございます。

まず私どもは、昨年の企業ヒアリングも踏まえまして、一番のまず気にすべき点としましては、企業の窓口が、部門の違いといいましょうか、その部分かと思ってございます。企活調査につきましては総務部が多く、その上で、人事部、経理部という部門の御担当の方が窓口になっている一方、海事調査につきましては、海外事業の担当部署の部門の方が調査の窓口になっている傾向が多いということが分かってございます。それぞれについて、また企活につきましては、特に窓口としてお受けいただいた、例えば総務部の部門で全ての調査項目に回答できるかという、それはできないというようなところで、窓口の方が社内の各部門に照会していただいて回答まで対応しているというようなことも分かってございます。そのため、令和 8 年からは、「事前周知」というところで、それぞれの、通常ですと私ども、産業界を含めて、団体での広報誌等における協力依頼というようなことを事前周知等々で行ってございます。今後は前もって、「事前はがき」という、郵送等も使った形で、場合によっては電子メールも活用した形で、まずは新しい調査体系の御説明を含め、周知を念頭にしてございます。

その周知の上で、できれば窓口が異なっているということも踏まえて、その辺の情報も御連絡させていただいて、企業でどういった対応をすべきかということをご協力いただけるような時間をつくりたいと考えてございます。またその上で、私ども、新しい支援体制というものも早めに設置させていただいた上で、早めに企業からの御相談ということについても丁寧に対応することを考えております。

続いて、論点 b と c については併せて御回答させていただきますが、前回の部会でも御説明させていただきましたけれども、私ども、企業からの声を聞いてきた中で一番対応すべき事項としましては、海外現地法人調査票の売上高と仕入高の調査項目のうち、特に地域別の内訳につきましては、そもそも国内本社企業に限らず現地法人も把握・管理していないということで、現在の海事調査におきましても、最終計も含めて現地法人と連絡を取り合っていて、相当に時間的に御負担をかけているということが分かってございます。さらに、この内訳につきましては、前回の部会でもお話しさせていただいておりますが、現状で約 3 割というような形で、非常に高い未記入率であるということでございます。その辺の打開策ということで、企業と昨年度いろいろお話しした中で、実際に現地法人のトップの方々等にお取引先企業の国名などを確認いただいて、割合を確認いただいて、売上高、仕入高のそれぞれの合計金額について、その割合で割り戻して回答しているというような企業も、実際、複数社確認することができました。その辺りにつきまして、令和 8

年からは全体的に割合での回答ということができるような負担軽減の形を望んでいるところでございます。

その割合回答の具体的な妥当性につきましては、現在、導入されている企業にも確認いただきましたが、さらに実際、現在は内訳項目が未記入で回答されている企業にも複数社、お話をさせていただいて、実際、現地法人に割合などを聞き出していただいて、内訳の回答がこうなるというようなシミュレーションもやらせていただきましたが、それぞれの企業で、その結果の回答についても、精度についてはほぼこのような実態なのではないかというコメントも頂いているところでございますので、このような形が導入できれば、私どもに限らず、御回答を頂く企業の御負担というところについてもかなり軽減できるのではないかなということを考えてございます。

また、時期につきましても、現地法人票の回答につきましては、現在は8月下旬までの実査期間で実施してございますけれども、こういった内訳項目が、企業からは現地法人の売上げと仕入れの内訳項目の回答ということで、相当に難しいという声は頂いておりますが、割合回答を導入させていただくことで相当な前倒しも可能と、企業からの声も頂いておりますので、実施期間につきましては7月中旬というような期限で設定させていただいて対応できればと考えてございます。私どもでも、実査を効率的に実施できるよう取り組んだ上で、公表については、当然ながら影響が生じないよう取り組むことを念頭にしているものでございます。

以上となります。

**○菅部会長** それでは、ただいまの御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

成田臨時委員、御意見をよろしくお願いいたします。

**○成田臨時委員** 成田でございます。

実施期間については、先日申し上げた5月中旬とか下旬は会社法の決算で忙しいと。あと、6月も有報の監査で忙しい時期でございますし、それをずらして7月中旬になったことはとてもよろしいことだと思います。有価証券報告書を出す前に株主総会があるのですが、その株主総会に当たって有報の総会前開示というのが徐々に進んでおりますので、その関係で総務の担当の方も6月は忙しくなることが想定されますので、時期の変更についてはとてもよいことだと思います。

なお、事前通知のところがございますが、先日も申し上げたように、仕入先の地域別のものについては有価証券報告書のセグメント情報に開示がないものですから、仕入先の地域別の回答率が、恐らくなかなか難しいものだと思います。本当は事前通知はもう少し前に出されたほうがいいのではないかと考えています。理由を申し上げますと、3月決算が多いので、3月決算に当たって、もし可能であれば、総勘定元帳あるいは補助元帳について、仕入先の地域を把握できるようにしておいたほうがよろしいのかなと思うからです。それができる企業も出てくると思いますので、可能であれば4月より前に、4月1日からそのような情報を取れるようにしておいたほうがよろしいのかなと思います。

私からは以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。実施者側、何かありますでしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 成田臨時委員、ありがとうございます。成田委員から最後に御指摘いただいた、できれば3月中から準備というところにつきましては、国の予算の関係で、4月1日がスタートで、外注事業者も4月1日が契約日になるというものでございます。他方、私どもが提供するデータも含めて、準備ということについては3月中にできますので、契約後、可能な限り早く、企業に必要な情報を事前周知というようにことができるように取組をさせていただこうと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○成田臨時委員 ありがとうございます。よろしく願いします。

○菅部会長 どうもありがとうございます。

滝澤専門委員が挙手されていらっしゃいます。御意見、御質問をよろしく願いいたします。

○滝澤専門委員 御説明をありがとうございました。

現地法人の国別売上げと仕入れにつきましては、回答者負担が高い中でも、調査項目から削除するのではなくて、比率での回答も可能な形にして残すという御説明を頂きました。まさに私ども、例えばサプライチェーンですとか研究上でも重要な変数だと思いますので、回答負担と統計価値のバランスを踏まえた、非常に慎重な判断をさせていただいているのではないかと思います。

今後も、これまでもされていまして、研究者や政策担当者、統計利用者側のニーズの把握も並行して実施して、必要性が高く、かつ取得困難な項目を重点維持しつつ、低利用・高負担項目を精査していただければと思います。

以上、コメントです。

○菅部会長 どうもありがとうございます。これはコメントですので、割合で記入することを評価していただいた、バランスを取ったということの評価していただいたと理解しました。

○滝澤専門委員 はい。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問はありますか。

松村委員、よろしく願いいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございます。簡単な質問を3点ほどさせていただければと思います。まずaのところにある事前周知というのは、前回御説明があった5ページのcの3と同じことを言われているのでしょうか、というのが1つ目です。

2つ目は、その下、b、cからのところで、今もありました比率の導入について、負担を削減できるというのはそのとおりだと思いますが、ここに「相当に削減できる」と「相当に」という修飾語がついています。この意味といいますか、心といいますか、削減できるのは分かるのですが、より削減できるというエビデンスがあるならば教えていただきたいというのが2つ目。

3つ目として、子会社・関連会社が多い企業には、個別に相談しながら負担軽減の対応をしたいと書かれているのですが、具体的にこの場合の個別対応についてどのようなオプ

ションを想定されているのかというところを教えてください。

○菅部会長 よろしく願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ありがとうございます。

まず、事前周知のところのものでございますが、松村委員が御指摘のとおり、前回の部会でも回答した、5ページのような事前対応を念頭にしております。これ以上やらないということではなくて、引き続き実査に向けていろいろ検討していく中で、取り入れるべきものが出てくれば、当然、採用した上で対応したいというのが前提でございます。

それから2つ目は、比率回答も可能とするところで、「相当の」という意味は、すみません、これは私が昨年度企業ヒアリングした企業の中で、実は現地法人票、現在の海事でも、数百社の現地法人の回答している方に対しお話を聞いた中、現状はエクセル表を現地に送付いただいて、回収して御回答いただいているのですけれども、そのほとんどが、まずは仕入れ・売上げの内訳について最初は空欄で提出されるということが分かりました。毎年お願いしているのだけれども、毎年やっぱり通じないと。その都度、その段階で、内訳が何とかならないかというような再依頼をされている企業で、結果的に、内訳項目は未回答で国に提出せざるを得ないというような企業のお話が聞けました。今回、比率でも回答可能とするというようにお話をさせていただいたところ、それはもう本当に、報告する現地法人にとっても、かなり負担軽減になるという声を、2社ほどから聞いてございまして、その印象が強くて、私、「相当」という言葉を書いております。ただ、企業によっては、比率回答を可能とさせていただくことで、本当に相当な負担軽減につながる、回答しやすいというような企業もいるのは事実だと思っております。

それから個別対応のところでございますが、これも本当に個社別に環境が違うといいましょうか、例えばですけれども、現在、企活調査は御協力いただいておりますけれども、海事調査は協力されていない企業であったり、海事のほうも協力は頂いているのだけれども、先ほどの話のとおり、仕入れ・売上げの内訳については、もう全然分からないで未回答になっている企業もおったり、そういった実態が違うというところで、先ほど部会長からも御示唆いただきましたけれども、松村委員からも御示唆いただいた、ほかの企業の事例などを横展開といいましょうか、場合によっては紹介することによって御協力いただけるというような企業も存在すると思っておりますので、そういった意味で、個社の実態に合わせて個別に対応させていただくということを念頭にしていることでございます。

以上でございます。

○菅部会長 いかがでしょうか。

○松村委員 分かりました。ありがとうございます。

2点目のところは、何か強いエビデンスをお持ちだったら私もお伺いしたいという意味でお聞きしました。私も直感的には比率回答の導入で、相当程度負荷を削減できるのかなと思っております。以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見はありますか。宮川臨時委員、よろしく願いいたします。

○宮川臨時委員 立正大学の宮川です。よろしくお願いします。御説明ありがとうございます。

ました。

今のお話に関連してなんですけど、確かに相当に負担が軽減されるというのは、そのとおりなのだろうなと思うのですが、1点ちょっと心配なのは、負担はすごく軽減されるということと、時間が短縮されるということが、同じなのかという点は少々心配になったところです。というのも、今回のお話というのは結局、企活のほうは6月末だったのが7月中旬まで延びるので、それはすごくすばらしいですし、というか問題ないでしょうし、それから先ほどの割合回答になるということで負担は軽減されるでしょうけど、一方で、今までの海事でいうと締切りが8月下旬だったのが7月中旬になるというのは、結構、これは6週間ぐらいの前倒しになって、今お話を伺っていたところによると、何百社もあるところがそれぞれの現地法人とやり取りするという話になったときに、この6週間の短縮というのは結構、逆に相当きついのではないかという気もしたのですが、それについても時間的にも、書けるかどうかということではなくて、あるいは記入者負担というだけではなくて、時間的に短縮できるということについて、何かヒアリングの結果や、エビデンスがあるのかと疑問を抱きました。その辺り、6週間短縮しても大丈夫というようなお話が何かあれば、教えていただきたいというのが私の質問でございます。よろしくお願いします。

○菅部会長 実施者側、よろしくお願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ありがとうございます。

正直、宮川臨時委員に安心いただく明確な話はないのですが、いろいろな企業からヒアリングさせていただいて、本音の話も頂いて、実は海事調査は、現在の実施期間で8月中に回答せよというのは何かおかしくないですかという、実は意見も頂いていて、8月、夏休みも含めていろいろあるのに、こういった調査期間を設計している調査というのは、ほかの公的統計でもあるのでしょうかみたいな声も、実はいろいろ頂いたのも事実でございます。これはもう、本当にご紹介だけでございます。

その上で、統合する企活の新しい令和8年からの調査実施期間はいつ頃までを設定すればいいのかという意味で、企業といろいろ相談した中で、やはり現地法人票の内訳の確認が、もうとにかく時間という意味で、時間を要するという話が多くございました。比率回答も可能とするような形で、時間的なコストというような部分が削減も可能ということの声も頂いておりますので、総合的に判断して、現在、7月中旬というような設定をさせていただいているところでございます。

実施者側として見ますと、これは7月中旬としていますけれども、7月下旬ならもう回答しなくていいのかなどということとはまた違う話で、当然、企業のスケジュールリング、御対応いただく中で、要望が聞こえてくると思います。スケジュールも含め企業側に寄り添い、合わせた形での、御回答データの作成等も含めた対応をしていくのが現実論であると認識して、このことを念頭にしているものでございます。ストレートな回答でなくて申し訳ございません。

○菅部会長 宮川臨時委員、いかがでしょうか。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。状況はよく分かりました。

ただ、だから例えば7月中旬、もちろん締切りまでしか受け付けないということはないでしょうから、そこは問題ないのでしょうか、それがずれ込めば、また今度は公表時期はもう決まっているので、そのような意味では今度は経産省の負担が大きくなってしまいみたいな話も出てくると思うので、やってみないと分からない部分はあると思います。その辺りは、無理をして統計の精度を下げるようなことや、あるいは回収率が低いままで出すようなことよりは、多少、速報性をトレードオフして、回収率を高めつつ、正確なデータを出していただくということも重要だと思います。ここは1回目やられるときに、しっかりその辺りのことをチェックしていただきながら、企業側が本当に7月中旬までで、特段、問題なく回答できるのかどうかというあたりは確認しながら、ぜひ進めていただきたいなと思いました。ありがとうございました。

○菅部会長 どうもありがとうございました。

これは、調査票の最後の締めというのはいつ頃を想定していらっしゃるのですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 一応、ここに記載している12月末ぐらいかなと思っていますが、多分、年明け以降は何もやらないかというところではなくて、当然、対応します。

○菅部会長 速報にはもう間に合わないということですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 速報には、海外現地法人票のデータは間に合わないと思います。

○菅部会長 分かりました。了解しました。いろいろと質疑がありまして、その結果、調査期間は変更するけれども、十分、工夫がなされているので対応可能であるというふうに回答が得られたと思いますので、その形で御了承いただいたことにしたいと思います。

それでは、調査計画の変更についての審議は以上であります。

次に、審査メモの10ページの「2 統計委員会諮問第170号の答申における『今後の課題』への対応状況について」の審議に進みます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、審査メモの10ページ、「2 統計委員会諮問第170号の答申（令和5年3月23日付け統計委第5号）における『今後の課題』への対応状況について」ということで御説明させていただきます。

審査メモ10ページ上段の四角囲みの中を御覧いただければと思います。令和5年の答申のときに、大きく3点、今後の課題が付されております。この課題が付された経緯でございますけれども、令和4年の調査から、「国際取引の有無」に関する調査事項を追加しておりますけれども、その際、調査票上の分岐指示に不備がございましたことから、これに対応するため、令和5年に調査計画の変更申請が行われ、統計委員会への諮問、審議が行われたというところでございます。その際に付された課題が3点ございまして、1つ目が、調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底、2つ目が、電子調査票の改善及びオンライン回答のさらなる推進、3つ目が、調査事項の見直しということでございます。それぞれの課題への経済産業省の対応については、（ア）を御覧いただければと思

います。

まず1つ目の、調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底でございますけれども、下段の四角囲みの中にございますとおり、各調査事項への回答対象者の一覧表を作成して、個票データの審査や疑義照会、回答フローの確認に活用しているということでございます。

次に2つ目でございますけれども、電子調査票の改善及びオンライン回答のさらなる推進でございます。電子調査票であれば、回答内容に応じた分岐というのはシステムの制御可能ということで、回答負担の軽減やエラー防止の観点から、前回、指摘がなされたというところでございます。これへの経済産業省の対応でございますけれども、企業ヒアリングを実施してオンライン調査の改善点を整理・検証し、それを踏まえて令和6・7年調査と電子調査票に機能追加というところでございます。

それで最後に3点目の、調査事項の見直しです。審査メモの11ページを御覧いただければと思いますけれども、前回、申請の発端となりました「国際取引の有無」の見直しや、回答が得られにくくなっている調査事項について、中長期的な検討ということで指摘がなされているところがございます。これへの対応でございますけれども、まず1つ目に、企業ヒアリングを実施して、「国際取引の有無」での注意書きの位置を移動したり、企業からの意見を踏まえて、調査票冒頭の説明文書や記入の仕方に「有期雇用者（就業換算）」の計算例を追加したり、プレプリントの導入なども引き続き検討するという御回答を頂いているところがございます。

これらの取組につきまして、審査部局といたしましては、11ページの（イ）にございますとおり、①・②については、いずれも課題に沿った取組がされており、特に問題がないものと考えております。一方で、③の調査事項の見直しについては、これまで企業活動基本調査で設定されております調査事項に関する一部の取組というのは取組が進められているものと承知しているところですが、一方で今回、本調査に新たに海外現地法人に関する調査事項が追加されるということになりますので、特に回答負担が大きく、回答が得られなくなっている調査事項についての検証は、今回追加した調査事項を中心に、引き続き対応が必要ではないかと考えているところがございます。

このため、11ページの中ほどにございますとおり、報告者の負担の検証や今後の見直しの方向性に関する論点ということで、1点、論点を設定してございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**○菅部会長** それでは、論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

**○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官** それでは、3つの課題に関する論点について御報告いたします。

3つの課題につきましては、既に御報告させていただいているとおり、可能な限りの対応をしてくれているところがございますが、引き続き、報告者負担の検証と調査事項の見直しに関しては真摯に検討してまいりたいという考えでございます。企業には、回答の可能性について、引き続きヒアリング等を通じて検討したいと考えてございますし、併せて、先ほど滝澤専門委員からもお話がありましたけれども、利活用者の方々の御意見というこ



とも確認しながら、改善すべき点等あれば取り組んでまいりたいと考えてございます。

私ども、これまでの実査の経験において、未回答状況などから、及び疑義照会というような個別の内容も全て財産として持っておりますので、企業が報告しにくいというような事象も含め、検証はできているものと思いますが、引き続き、記入の手引や調査票上の注記などについては、回答させていただいたとおり、専門家の方に相談した上で、アドバイスを頂きながら、企業のほうで回答しやすい調査票、関係用品を作成すること。また、視覚的な視点も調査票等については重要だと思いますので、デザイナーなどの御意見も聞いた上で、改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

さらに、海外現地法人票の地域別内訳把握に比率での回答を可能とするということについては、できれば二、三年、調査を実施した後、全体の状況の検証だけではなく、企活のほかの項目、調査項目への、これも横展開になろうかと思えますけれども、導入可能性というようなことについても、どんなものなのかということについて全体的に検討してまいりたいというような考えを持っているところでございます。

以上でございます。

**○菅部会長** それでは、ただいまの御説明に対して御質問、御意見をお願いいたします。

そうですね。かつて調査票にちょっと不備があって、答えがなくて、それが、「国際取引の有無」にかかわらず売上げと仕入れだけは記入してくださいという項目を追加したという事情があって、それを受けて「今後の課題」が書かれたということですね。それで、十分対処していただいていると思えますので、また特に御意見もないようですので、これについては御了承いただいたというふうにしたいと思います。

どうもありがとうございました。これで、今回の諮問事項について一通りの審議を終えることができました。次の部会では答申案に関する審議を行うこととなりますが、その前に、答申案の方向性と今後の検討を要する事項について御確認させていただきます。

今回の変更について、これまでの審議では、変更内容についてはおおむね適当と整理されるかと考えます。その上で、これまでの審議を踏まえ、次に申し上げる点について何らかの指摘を行うことを考えております。

1点目は、集計事項の変更に関して、国内本社と海外現地法人のクロス集計について、今回見送ることはやむを得ないが、調査の変更の趣旨を考えると将来的には集計事項として検討すべきといった御意見がありましたので、将来的な課題として答申に書き込むことが考えられるかと思えます。

2点目は、前回答申の「今後の課題」への対応に関連し、今回の変更により、海外現地法人調査票が追加されることを踏まえると、課題で指摘されていた報告者の負担などを検証し、回答率の向上方策や他の情報源の活用方策を含めた調査事項の見直しを中長期的に検討することという点について、改めて将来的な課題として答申に書き込むことが考えられるかと思えます。

これまでの審議を踏まえ、以上の2点について答申の中で御指摘することを想定しておりますが、これ以外に指摘しておきたい点、気になる点などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。御意見等はございますでしょうか。どなたかいらっしゃいま

すか。

宮川臨時委員、よろしくお願いいたします。

**○宮川臨時委員** 立正大学の宮川です。

国内の企業と海外現地法人のクロス集計の話というものについて、コメントですが、前回の会議から今回までの間にも考えてみると、今回の両調査の統合というのはやはり画期的な話で、それは何がすばらしいかというと、やっぱり国内企業と海外とをマッチングしてある状態で、もうちゃんと整合的なデータができているというところが非常にすばらしいところだと思います。最近の国際的な経済情勢など考えても非常に重要なポイント・視点だと思っているところなので、それを新たに、今回は難しいとしても今後検討していただくというところは、非常に私としても大賛成ですので、やはりそこが、この調査の1つの売りにはなっているというところを、ぜひ「今後の課題」として書き込んでいただけるといいなと思いました。

以上、コメントです。ありがとうございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。ほかに御意見はありますでしょうか。松村委員、いかがでしょうか。

**○松村委員** ありがとうございます。私も今の柱で賛成です。特に2点目のほうで、今、調査実施者からも説明がありましたが、ほかの項目への比率回答拡充の可能性も含めて、ぜひよりよい調査になるように検討いただければと思っています。

あと、先ほど来、何度かお話が出ていますけれども、新しく実施される独自の支援制度ですね。そのありようについてもぜひ検証していただいて、好事例の横展開を含めて、よりよい形になるように改善につなげていただければと思っています。

以上です。

**○菅部会長** どうもありがとうございました。ほかに御意見等はございますでしょうか。

今回の画期的であるという評価と、今後、比率回答の展開を増やすということに関して御指摘いただいたと。

それで、私から1点あるとすると、今日議論になったことで、企業支援事業と別個にやること自体はいいのだけれども、何らかの形でやっぱり連携を残したほうがいいと思います。やはり全く独立に実施するということはやめたほうがいい。やはりどこかで情報共有し、連携することが、あってしかるべきだと思うし、そのことによって、結果的には効率性につながるのだろうと思われます。このことについて3点目として入れさせていただければよいのではないかと思います。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。今回、調査事項を、なるべくというか、基本的に減らさないで、むしろ増やして、なおかつ、どうやったら報告者負担を減らすことができるかという難しい難題だったわけですがけれども、かなりの工夫をすることで、できたのではないかなと評価できると思います。

それでは、これまでの議論を踏まえて、事務局とこれから相談させていただきまして、私のほうで具体的な答申の文案を作成し、次回部会で御審議させていただけたらと思います。

それでは、本日予定していた議題は以上となりますので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

第3回の部会では答申案について審議を行いたいと思います。それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○松本総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。本日も熱心な御議論を頂きまして、誠にありがとうございました。

次回の部会は、6月27日金曜日、13時から開催いたします。次回もウェブ併用という形で開催いたします。

なお、次回の拠点会場ですけれども、当初の御案内から変更になりました。本日と同じく、総務省第二庁舎の6階特別会議室になります。そういったこともありまして、本日の配付資料の中でも、改めて参考として開催日程というものを付けさせていただきました。

それから本日の部会審議の内容につきまして、追加の御質問やお気づきの点等ございましたら、今週の木曜日、12日の15時までにメールで御連絡をお願いいたします。

最後に、本日の部会の議事録についても、でき次第、メールで紹介させていただきますので、こちらもよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○菅部会長 以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

次回の部会審議もよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。